

1. 概要

この計画は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段として、地域公共交通の確保・維持・改善に関する事業について定める。国はその事業に対して支援をするものである。

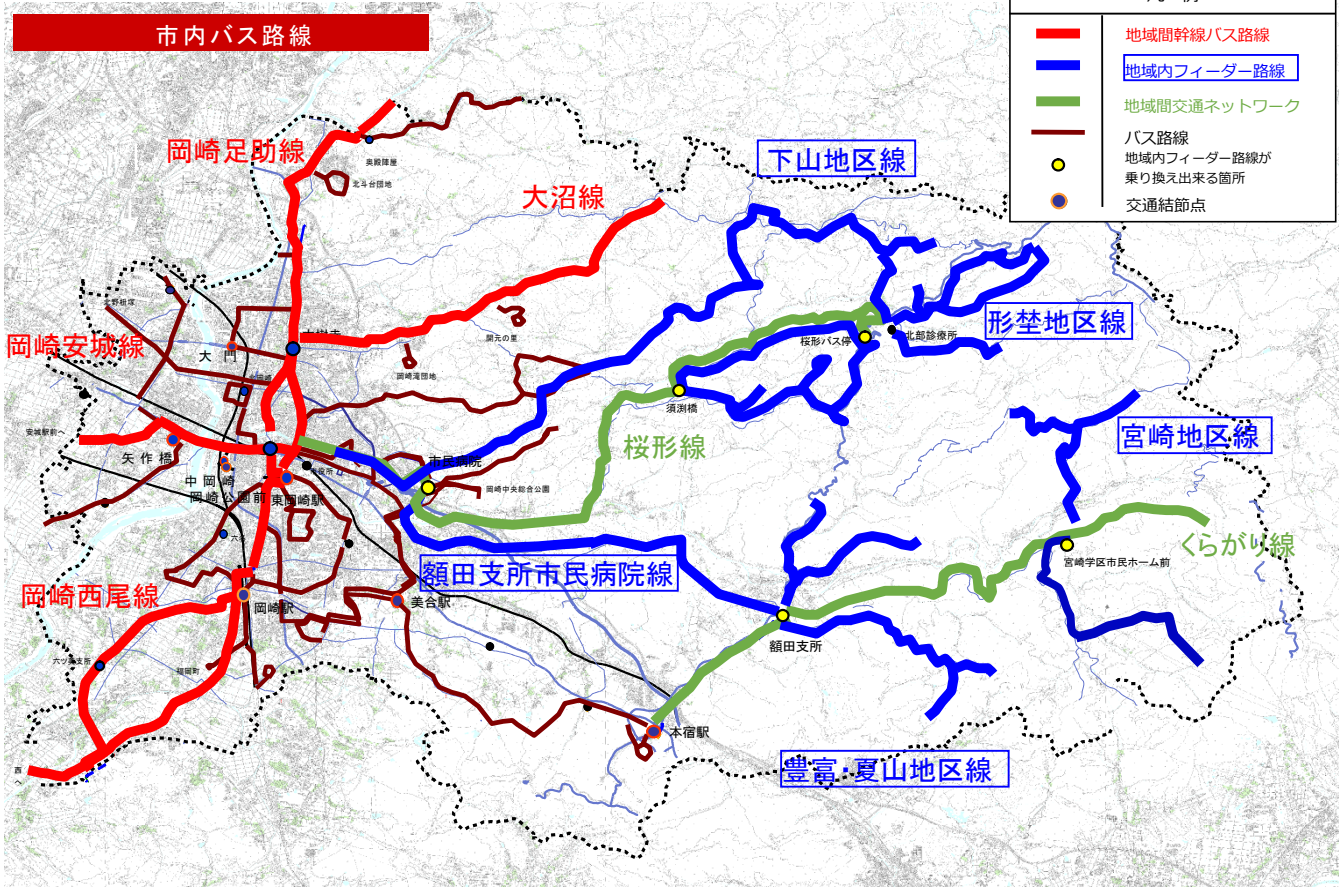
この事業支援には、地域間交通ネットワークの支援と、当該路線と接続、または、山村振興法に基づき指定された振興山村（額田地域全域）を沿線に含む地域内のバス交通・デマンド交通の運行についての支援（地域内フィーダー系統補助）があり、本市が策定するのは地域内フィーダー系統にかかる確保維持改善計画である。

2. 対象路線及び補助対象事業

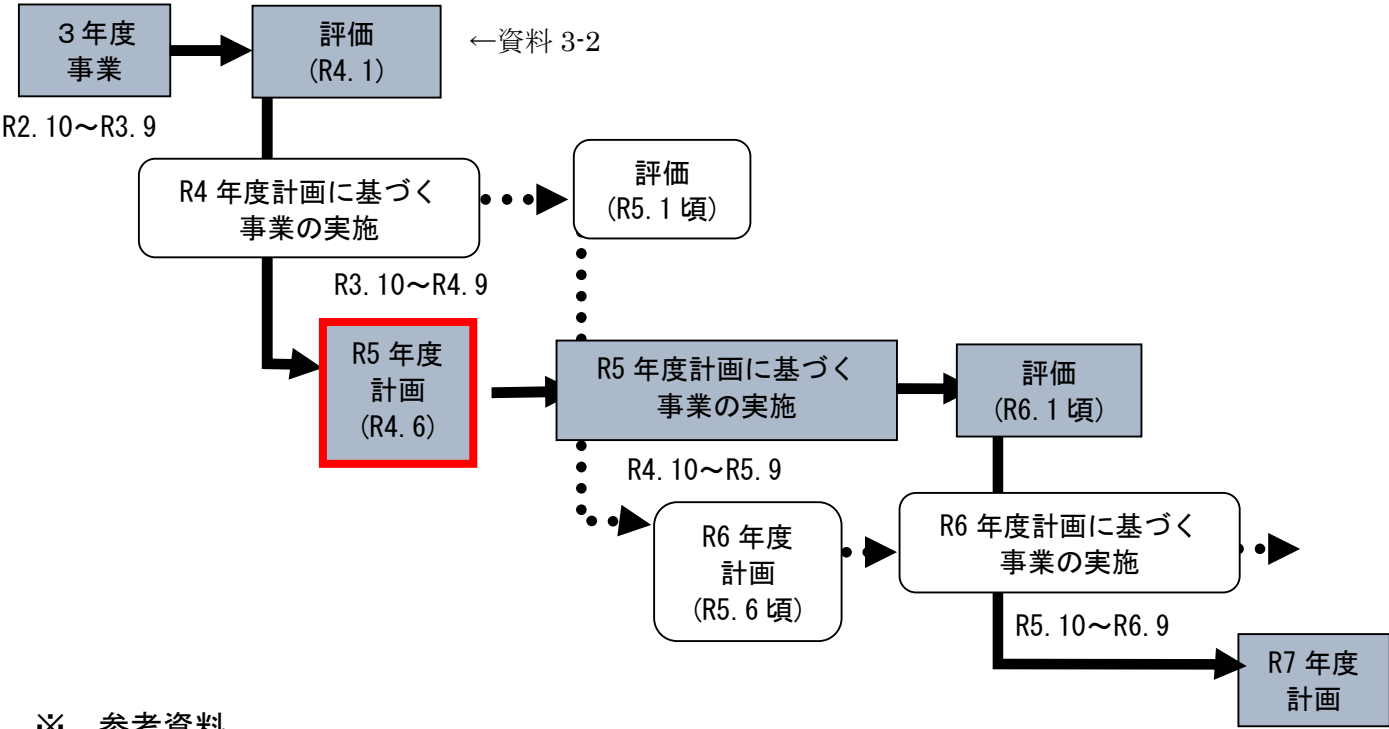
地域公共交通確保維持事業の区分	補助対象事業	補助対象路線	生活交通確保維持改善計画の策定主体
地域間幹線系統確保維持事業	地域をまたがる幹線バス交通ネットワークの確保維持事業	大沼線、岡崎西尾線、岡崎足助線、岡崎安城線	県バス対策協議会
地域内フィーダー系統確保維持事業	山村振興法に基づき指定された振興山村（額田地域全域）を沿線に含む地域間交通ネットワークと接続する地域内交通の確保維持事業	額田支所市民病院線、下山地区線、形埜地区線、宮崎地区線、豊富・夏山地区線	岡崎市（岡崎市交通政策会議にて協議）

※「桜形線」及び「くらがり線」は、山村振興法に基づき指定された振興山村を沿線に含む地域間交通ネットワークである。

【対象路線図】



3. 地域内フィーダー系統確保維持事業の流れ



※ 参考資料

(1) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (H30 年度～R3 年度)

新型コロナウイルス感染症の影響により、1 回あたりの輸送量が 2 人以上でなくても補助が出るように補助要件が緩和されたため、豊富・夏山地区線の一部ルート、形埜地区線及び宮崎地区線が補助対象となった。結果的に全路線に補助金交付があった。

(千円)				
年度 路線	H30年度 交付額	R1 (H31) 年度 交付額	R2年度 交付額	R3年度 交付額
額田支所市民病院線	2,136	3,857	3,042	3,517
下山地区線	1,426	2,836	2,032	2,371
形埜地区線	0	0	756	309
宮崎地区線	0	0	536	196
豊富・夏山地区線	69	123	207	180
合計	3,631	6,816	6,573	6,573
申請上限額	3,631	6,816	6,573	6,573

(2) 令和 3 年度事業の 2 次評価（自己評価）における課題及び対応方針

課題

- ・コロナウイルスの影響を考慮した上で、効果的な利用促進策は継続して実行し、高齢者や高校生の利用を増やす取組も行っていく必要がある
- ・地域間幹線系統で輸送量が少なく、補助要件を満たさない路線もあるため、近隣市及び運行事業者とともに今後のあり方や活性化方策を検討する必要がある。
- ・額田地域は、利用者数が少ない路線もあるため、民間事業者等と連携し、運行体制の見直しを検討する必要がある。

対応方針

- ・地域住民とともに高齢化を迎える年代や学生の通学利用者に対する利用促進を図る。
- ・地域間幹線系統バス路線、地域内フィーダー路線について、地域のニーズにあった新たな運行形態や路線の役割の整理等、効率的で効果的な路線を地域住民や民間事業者等と一緒に検討するとともに、利用促進に取り組んでいく。

中 運 交 企 第 1 7 4 号
令 和 4 年 3 月 10 日

岡崎市交通政策会議
会長 伊豆原 浩二 殿

中 部 運 輸 局 長
(公 印 省 略)

令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について(通知)

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。
なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部 交通支援室
TEL:052-952-8006

(別紙)中部運輸局二次評価結果 令和4年3月10日付け中運交企第174号通知

自治体・協議会名	岡崎市交通政策会議
評価対象事業	地域内フィーダー系統

二次評価結果

評価できる取組

- ・中山間地域においてバスロータリーを整備するなど、乗換利便性の改善を図ったことが確認できました。
- ・地元企業の協賛金制度の導入など、地域ごとに交通を支える仕組みを整えていることを評価します。
- ・六ツ美地区の実証実験では、地域間幹線系統である岡崎西尾線との補完性や乗継ぎ利便性を勘案しながら、地域として必要な交通のあり方について議論されていることを評価します。

期待する取組

- ・地域間幹線系統について、隣接市及び運行事業者とともに今後のあり方や活性化方策など検討されるよう期待します。
- ・特に岡崎安城線については、矢作地区の再編効果を検証しつつ、利便性・効率性の向上について検討が必要と考えます。
- ・大沼線については、2カ年連続で輸送量が補助要件を下回る結果であるため、通学に対応した安定的な運行に加え、新型コロナウイルスの影響を勘案しながら、高齢者の外出促進策を講じられるよう期待します。
- ・額田地域については、利用者数が少ない路線があることから、今後、民間バス路線との役割分担も含めた見直し検討が必要と考えます。
- ・市全体の公共交通ネットワークを構築する観点から、次期地域公共交通計画に基づき着実に事業を実施されるよう期待します。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和 4 年 6 月 日
（名称）岡崎市交通政策会議

生活交通確保維持改善計画の名称
令和 5 年度岡崎市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
【目的】 本市は、過度に自動車交通に依存した交通体系から、公共交通や歩行者、自転車、自動車といった交通手段が連携し、調和した総合交通体系の確立を目指すため、平成 20 年度に「岡崎市総合交通政策」を策定し、平成 26 年度には、これまで進めてきた実施施策の点検をしつつ、国を始めとした上位計画等の動向を踏まえ、「岡崎市総合交通政策」の改訂を行った。 また、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの構築等、より主体的な取組みを推進していく必要があることから、「岡崎市総合交通政策」における公共交通施策のマスタープランとして平成 28 年度に「岡崎市地域公共交通網形成計画」を策定した。 更に、昨今の移動ニーズの多様化や細分化、新たな仕組み、技術を活用したモビリティサービスの進展、新型コロナウイルス感染症の影響等に対応するため、令和 4 年 3 月に「岡崎市地域公共交通計画」を策定した。 「岡崎市地域公共交通計画」では、交流を支え都市の魅力を高めること、地域のニーズに合った地域主体の交通、人と環境にやさしい交通、新たな社会に対応したスマートな交通を基本目標として定め、これらの基本目標を達成するため、バス路線の見直しと確保・維持や地域主体による交通手段の拡充等を含む主要施策を 21 項目定めている。 バス路線の見直しと確保・維持の内容には、地域コミュニティの活性化や地域間交通ネットワーク等の広域的なアクセスを維持するため、バス事業者より廃止申出のあった路線に対して、必要性を検討の上、バス路線ネットワークの維持に努めることとしている。 また、地域主体による交通手段の拡充の内容として、不採算路線が多く営業路線として、バス路線の維持が困難な額田地域をはじめとする中山間地域を中心として、地域での主体的な取り組みを基礎として、地域の特性やニーズに合った持続可能な公共交通を目指し、地域住民、交通事業者、行政等、多様な主体が協働して移動手段の確保に努めることとしている。
【必要性】 岡崎市の東部に位置する額田地域は、面積約 160 ｋ㎡、人口 7,581 人（R4.4）の中山間地域に位置しており、事業者バス路線として広域的な地域を運行する地域間交通は、名鉄バスくらがり線と桜形線の 2 路線である。地域内フィーダー路線は、これら地域間交通を支えるフィーダー路線として、住民の通学、通院、買物など日常生活を支える役割を果たしている。 このため、地域公共交通確保維持事業により、額田地域のフィーダー路線を確保・維持することで、住民の誰もが外出する機会を確保するなど、生活交通手段を存在させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標 額田地域の継続的な運行を確保し、一層の利用促進を図るため、次の評価指標を設定する。 ○利用者数 目標数値は次項のとおりとする。 【目標数値について】 ・額田地域の人口は全体的に減少傾向にある。

・一方で、地域間幹線系統における生産性向上の効果目標に準じて、各路線実績値 1 % 増を目標に設定し、額田地域以外への地域に対して、地域協議会とともに利用促進を図っていく。

(人)						
年度 路線名	令和元 年度実績 H30.10～ R01.9	令和2 年度実績 R01.10～ R02.9	令和3 年度実績 R02.10～ R03.9	令和5 年度目標 R04.10～ R05.9	令和6 年度目標 R05.10～ R06.9	令和7 年度目標 R06.10～ R07.9
額田支所 市民病院線	6,276	5,410	4,443	4,487	4,531	4,576
下山地区線	3,378	2,338	2,593	2,618	2,644	2,670
形埜地区線	779	511	464	468	472	476
宮崎地区線	368	323	281	283	285	287
豊富・夏山 地区線	434	393	319	322	325	328
合計	11,235	8,975	8100	8,178	8,257	8,337

【参考】額田地域の人口の推移（人）						
年度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 7	令和 12
70 歳代～80 歳代	1,860	1,918	2,069	1,983		
65 歳以上	2,883	2,906	2,925	2,944	2,891	2,776
全体人口	7,926	7,857	7,707	7,581	7,026	6,442

※令和 7 年度及び令和 12 年度は「岡崎市人口推計報告書」より

○利用率
額田地域の人口は減少傾向にあり、利用者数のみでは利用促進の状況が把握できないため、1 運行日数当たりの利用者数と沿線人口をベースとする利用率も指標として設定する。

(人)							
年度 路線名	令和元 年度実績 H30.10～ R01.9	令和2 年度実績 R01.10～ R02.9	令和3 年度実績 R02.10～ R03.9		令和5 年度目標 R04.10～ R05.9	令和6 年度目標 R05.10～ R06.9	令和7 年度目標 R06.10～ R07.9
額田支所 市民病院線	0.17	0.13	0.11		0.12	0.12	0.12
下山地区線	2.34	1.14	1.27		1.36	1.42	1.47
形埜地区線	0.43	0.28	0.73		0.78	0.84	0.79
宮崎地区線	0.35	0.47	0.79		0.84	0.87	0.88
豊富・夏山 地区線	0.09	0.13	0.22		0.22	0.22	0.24

※ 利用率(%)＝日利用者数／沿線人口× 1 0 0

○その他
コロナウイルス等の感染拡大の状況によっては学校の閉鎖等、フィーダー路線の利用に大きな影響が出る可能性はあるが、目標値の設定にあたっては現在の状況が続くことを想定し、状況を注視しつつ目標達成を目指すこととする。

(2) 事業の効果		
額田地域のコミュニティ交通を維持することにより、額田地域の住民が日常生活を営むための移動手段が確保される。また、地域間交通を支えるフィーダー路線としての役割を担うことで、額田地域の住民と市街地の住民との相互利用が可能となり、額田地域全体の活力向上にもつながる。		
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体		
事業		実施主体
各事業、コロナウイルスの感染拡大を考慮し、各事業を実施。		
1 公共交通マップの製作及び配布 市内の公共交通の利用に関する情報提供を行う。 コロナウイルスに対する安全対策等情報等の掲載を行う。	岡崎市 交通政策 会議	
2 小中学生を対象にした公共交通・交通安全教室の実施 ・中学生に対してバスの乗り方教室を実施し、公共交通への理解を深める機会を提供する。 ・小学生に対するバスの乗り方教室を実施し、バスに親しみ公共交通の重要性や利用方法を知ってもらう。 3 高齢者向け出前講座の実施 ・高齢者を対象にバスの乗り方や活用方法等を紹介する生涯学習講座を実施することで、バス利用者等の増加と公共交通への理解を深める機会を提供する。	岡崎市 交通政策 会議	
4 地域住民による利用促進について (下山地区線) ・バス停付近に駐輪場を整備することにより、コミュニティ交通と自転車との乗継ぎ環境が改善される取組を実施。 ・小学生を対象にスタンプカードを配付し、市街地や小学校へコミュニティ交通を利用した場合、支払った運賃の一部を地域が補填する取組を実施。 ・コロナウイルス等の影響が軽微な場合には、老人クラブにコミュニティ交通の利用を促し、コミュニティ交通を活用し市街地でのボウリングや、まち歩き等のレクリエーション活動を実施。 ・住民が集まる地区のイベントで運行案内のチラシを配布。 ・協賛金導入と合わせ企業への下山地区線周知。 (下山地区線、形埜地区線、宮崎地区線、豊富・夏山地区線) ・利用者の増加及び収入の増加を図るため、地域がコミュニティ交通の回数券を購入し利用者に配付。 ・コミュニティ交通の利用者数や経費のほか、1 便当り利用者数等の利用状況及び運行案内のチラシを地域に回覧。 (名鉄バス額田支所市民病院線) ・運行地域に隣接する地域の住民に、運行案内のチラシを配布。	額田地域 生活交通 協議会	
5 地域ニーズに対応した路線・運行形態等の見直し ・地域住民とともに現在の運行形態を見直し、デマンド交通等の新たな交通手段について検討をするほか、地域間交通とフィーダー系統の役割分担についても検討を行い、地域ニーズにあった効率的で効果的な移動手段を研究する。 ・公共交通を維持していくため、地域が主体となり地域で支えてもらえる「持続可能な公共交通」を考えるとともに、地域と行政が協働し、関係機関と協議をしながら移動手段を研究するとともに、移動の確保に努める。	岡崎市 交通政策 会議 額田地域 生活交通 協議会	

事業		実施主体
6 その他	・引き続き、オープンデータ化された運行情報を更新するとともに、事業者との連携や利用者への周知によって、運行情報の取得利便性を高める。 ・近隣市との連携を強化し、公共交通ネットワークの相互連携、機能強化等の研究を進める。 ・全世帯配布の広報誌やケーブルテレビを活用し、公共交通の利用促進を図る。	岡崎市
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者		
表 1 を添付。		
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者		
運行経費から運行収入及び国庫補助金額等を差し引いた金額を、岡崎市が負担する。		
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称		
○名鉄バス株式会社 ○株式会社西三交通		
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法		
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】		
該当なし		
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要		
【地域間幹線系統のみ】		
該当なし		
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧		
【地域間幹線系統のみ】		
該当なし		
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項		
【地域間幹線系統のみ】		
該当なし		
11. 外客来訪促進計画との整合性		
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】		
該当なし		
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要		
【地域内フィーダー系統のみ】		
表 5 を添付		
13. 車両の取得に係る目的・必要性		
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】		

該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
○平成２８年１０月１７日　平成２８年度第４回岡崎市交通政策会議を開催 平成２９年１０月以降の運行について ・「下山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「形埜地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「宮崎地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 →診療後の帰りの待ち時間の短縮等、利便性がより向上するダイヤやルートに変更する見直しを行った。 ○平成２９年１月２３日　平成２８年度第５回岡崎市交通政策会議を開催 ・平成２８年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議及び合意 ・「下山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「宮崎地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 →平成２８年第４回岡崎市交通政策会議において合意した運行の見直し時期を、平成２９年１０月から４月に変更した。

○平成２９年１０月１６日　平成２９年度第３回岡崎市交通政策会議を開催 ・「下山地区線」協賛金の導入について報告 ○平成３０年１月２２日　平成２９年度第４回岡崎市交通政策会議を開催 ・平成２９年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議 ○平成３０年６月１３日　平成３０年度第１回岡崎市交通政策会議を開催 ・平成３１年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意 ○平成３１年１月１６日　平成３０年度第３回岡崎市交通政策会議を開催 ・平成３０年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議 ・額田地域コミュニティ交通路線への障がい者割引の導入について協議及び合意 ○令和元年６月１８日　令和元年度第１回岡崎市交通政策会議を開催 ・令和２年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意 ○令和元年１２月９日　令和元年度第３回岡崎市交通政策会議を開催 ・令和元年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議 ・「形埜地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「宮崎地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ○令和２年６月１２日　令和２年度第１回岡崎市交通政策会議を書面決議により開催 ・令和３年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意 ○令和２年８月２８日　令和２年度第３回岡崎市交通政策会議を書面決議により開催 ・「形埜地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「宮崎地区線」運行計画の変更の協議及び合意 ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 →便の削減等を伴う効率化。 ○令和２年１１月２０日　令和２年度第４回岡崎市交通政策会議を開催 ・令和２年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議 ○令和３年２月２６日　令和２年度第５回岡崎市交通政策会議を書面決議により開催 ・「豊富・夏山地区線」運行計画の変更の協議及び合意 →額田センターロータリーの整備に伴う延伸及び停留所設置。 ○令和３年５月２４日　令和３年度第１回岡崎市交通政策会議を開催 ・令和４年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意 ○令和３年１２月２０日　令和３年度第４回岡崎市交通政策会議を開催 ・令和３年度生活交通確保維持改善計画の事業評価について協議 ○令和４年５月２７日　令和４年度第１回岡崎市交通政策会議を開催 ・令和５年度生活交通確保維持改善計画について協議及び合意
21. 利用者等の意見の反映状況
市民及び利用者代表が参画している岡崎市交通政策会議や、地域住民の協議会において、利用促進策やコミュニティ交通運行の確保維持の方策について意見交換・協議を行い、利用者等の意見を本計画に反映している。

令和３年度はコロナウイルス等の影響もあり会議の開催が見送られることもあったが、額田地域生活交通協議会を２回開催し、また、各地域とも情報共有を図り、利用状況や多様な運行形態等の情報提供、地域利用者の意見・要望等の把握とともに、運行計画の見直しについて協議を行った。	
22. 協議会メンバーの構成員	
学識経験者	まちづくりの達人ネットワーク理事長 名城大学教授
市民及び 利用者代表	岡崎市総代会連絡協議会 岡崎市老人クラブ連合会 岡崎市障がい者福祉団体連合会 岡崎商工会議所 岡崎市六ツ美商工会 額田地域生活交通協議会
交通事業者等	名鉄バス株式会社 名鉄東部交通株式会社 名古屋鉄道株式会社 愛知環状鉄道株式会社 愛知県タクシー協会岡崎支部 公益社団法人愛知県バス協会 愛知県交通運輸産業労働組合協議会
地方運輸局	中部運輸局 愛知運輸支局
交通施設管理者等	愛知県西三河建設事務所 愛知県警察岡崎警察署
関係都道府県	愛知県都市・交通局交通対策課
関係市区町村	岡崎市
その他会長が必要と認める者	

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住 所）岡崎市十王町二丁目９番地
（所 属）岡崎市役所総合政策部地域創生課
（氏 名）安藤 星哉
（電 話）0564-23-6486
（e-mail）chiikisosei@city.okazaki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

5年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便増進特 例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
岡崎市	名鉄バス(株)	(1) 額田支所市民病院線	額田センター	ちせい台公園	市民病院	往 14.0km 復 14.0km	365日	2128.5回		路線定期	②(1)	③	
		(2) 下山区線A	桃ヶ久保	市民病院	岡崎げんき新 前	往 25.9km 復 25.9km	244日	728.5回		路線定期	②(1)	③	
		(3) 下山区線B	岡崎げんき新 前	桃ヶ久保	北部診療所	往 31.5km ――	99日	49.5回		路線定期	②(1)	③	
		(4) 切山・小久田・毛呂・井沢ルート	北部診療所	切山横手辻	北部診療所	循環 26.0km	49日	98.0回		路線定期	②(1)	③	
		(5) 南大須・鍛冶ルート	北部診療所	須渕橋	北部診療所	循環 22.3km	49日	98.0回		路線定期	②(1)	③	
		(6) 大雨河ルート	宮崎診療所	高雲寺	宮崎診療所	循環 14.8km	50日	150.0回		路線定期	②(1)	③	
		(7) 千万町ルート	宮崎診療所	木下公民館	宮崎学区市民 ホーム前	往 17.3km ――	50日	50.0回		路線定期	②(1)	③	
		(8) 夏山ルート	額田センター	平針	星野 クリニック	往 18.9km 復 18.9km	50日	50.0回		路線定期	②(1)	③	
		(9) 鳥川ルート	市道	ハズノモト	星野 クリニック	往 11.6km 復 11.6km	50日	50.0回		路線定期	②(1)	③	
岡崎市		瀬西三交通											

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	岡崎市
-------	-----

	(単位:人)
人口集中地区以外	85,074
交通不便地域等	7,531

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
7,531	旧額田地区	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
岡崎市地域公共交通計画	令和4年3月14日	平成29年度

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)